# 復興推進会議令 （平成二十四年政令第二十三号）

#### 第一条（議長）

議長は、会務を総理する。

#### 第二条（副議長）

副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 第三条（庶務）

復興推進会議の庶務は、復興庁に置かれる統括官が処理する。

#### 第四条（復興推進会議の運営）

前三条に定めるもののほか、議事の手続その他復興推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が復興推進会議に諮って定める。

# 附　則

この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。